

令和6年4月1日

社会福祉法人
土岐市社会福祉協議会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第5期）

職員が仕事と家庭を両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、地域社会・地域福祉に対する使命・貢献の観点から、その責任を果たすため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

2. 計画内容

〈目標1〉 育児・介護休業等に関する規程を全職員へ周知する。

対策 令和6年4月～ 法人内LAN（出先機関はデータの記録媒体を配付）を利用した共有フォルダ上に掲示し周知する。
また、個別周知・意向確認の措置を講ずる。

〈目標2〉 育児及び介護休業後の原職または原職相当職への復帰率を、第4期計画に引き続き、90%とする。

対策 令和6年4月～ 復帰者への配慮を強化し徹底する。
また、育児休業等の相談窓口を設置する。

〈目標3〉 子供を交通事故から守るため、安全運転を心掛け意識の向上を図る。

対策 令和6年4月～ 随時会議等を通じて周知するとともに、毎月ドライバーズテストの実施、運転前後のアルコールチェック、研修等により法令遵守の徹底に努める。

〈目標4〉 地域における福祉教育の観点から、小学生等に対する学校行事としての学習・見学・交流等を積極的に受け入れる。

対策 令和6年4月～ 市内の学校に周知し機会を創出する。